

## 第3章 原子力災害事前対策

### 第1節 複合災害に備えた体制の整備

町は、県及び薩摩川内市、関係周辺市町と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）発生の可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

#### 1. 情報の収集・連絡体制の整備

複合災害時においても、県及び薩摩川内市、関係周辺市町等との間において確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。

#### 2. 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

複合災害の発生により、防災活動に必要な人材及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、県等と相互の連携を図るものとする。

#### 3. 広域的な応援協力体制の整備

町は、県、薩摩川内市、関係周辺市町と協力して、複合災害時の対応により、職員及び資機材が不足する場合に備え、広域的な応援協力体制の整備を図るものとする。

#### 4. 避難收容活動体制の整備

##### (1) 避難受入計画等の整備

町は、受入市町村として、広域避難の受入れに関する計画を整備するとともに、複合災害に備えた腹案を保持する。

##### (2) 避難所の整備

複合災害時の避難所の設置運営方法について、情報の提供方法を含めて応急対策が的確に行われるよう体制を整備する。

また、薩摩川内市及び阿久根市からの広域的な避難について、あらかじめ調整するなど受入れ体制の具体化を図る。

#### 5. 住民等への的確な情報伝達体制の整備

複合災害時において、住民等に対して正確な情報を迅速に伝達するため、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ等を効果的に活用するとともに、インターネット（ホームページ等）等の多様な媒体の活用体制の整備に努めるものとする。

## 6. 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

町は、県等と協力して、複合災害時に住民が取るべき行動について普及啓発活動を行う。

### 第2節 避難収容活動体制の整備

#### 1. 退避

退避とは、危険を避けるためにその場を離れて安全な別の場所に一時的に移動することであり、屋内退避又はコンクリート屋内退避の方法がある。

##### (1) 屋内退避

原則として、住民が自宅内にとどまるものとする。

ア 災害対策本部長は、屋外にいる住民等に対し、速やかに自宅に戻るか又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。

イ 町、消防機関、県警察等関係機関は、住民等の屋内退避の実施にあたり、避難誘導にあたるものとする。

##### (2) コンクリート屋内退避

コンクリート屋内退避は、原則として災害対策本部長が指定するコンクリート建屋内に退避するものとする。

ア 災害対策本部長は、コンクリート屋内退避を実施するコンクリート建屋を指定したときは、職員を派遣して避難住民等の保護にあたるものとする。

イ 町、消防機関、県警察等関係機関は、住民等のコンクリート屋内退避の実施にあたり、避難誘導を行うものとする。

ウ 避難誘導者は、避難住民等に対し、コンクリート屋内退避にあたっての携行品を必要最小限に制限し、円滑な避難が行われるよう適宜指導するものとする。

#### 2. 避難

避難とは、災害を避けるために別の安全な場所に立ち退くことであり、あらかじめ指定している避難所又は利用可能な施設等（避難場所）へ避難する場合がある。

##### (1) 広域避難計画等との整合

薩摩川内市及び阿久根市住民等の避難の受入れ及び複合災害に伴う町内住民の避難の必要性を考慮して、避難場所が競合しないように避難を指示する。

##### (2) 避難の指示等

ア 災害対策本部長は、避難の指示にあたり、関係機関等からの助言を受ける。

この際、放射性降下物による汚染の状況や天候の推移等を考慮のうえ、避難場所、避難経路等を指定する。

イ 災害対策本部長は、避難所に職員を派遣して避難住民等の保護にあたるものとする。

ウ 町、消防機関、県警察等関係機関は、住民等の避難の実施にあたり、避難誘導を行うものとする。

エ 避難誘導者は、避難住民等に対し、避難にあたっての携行品を必要最小限に制限し、円滑な避難が行われるよう適宜指導するものとする。

### (3) 避難計画等の作成

#### ア 薩摩川内市及び阿久根市等が作成する避難計画

薩摩川内市等は、国、県及び九州電力の協力のもと、屋内退避及び避難計画を作成する。

#### (ア) P A Z内の避難計画

##### a 迅速な避難体制の構築

原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成し、施設敷地緊急事態発出時には、施設敷地緊急事態要避難者の避難、原子力緊急事態宣言発出時には、P A Z圏内の住民等の避難が直ちに可能な体制を構築するものとする。

##### b 屋内退避施設への避難

P A Z内の住民等に係る防護措置は、避難することを原則とするが、避難が遅れた住民等は、必要に応じて放射線防護対策が実施された屋内退避施設などに避難するものとする。

#### (イ) U P Z内の避難計画

原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は、屋内退避を行うことを原則とし、避難計画を策定するものとする。

#### (ウ) 留意事項

避難先からの更なる避難を避けるため、避難先はU P Z外とする。

また、県及び市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。

この際、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努めるものとする。

避難計画には、P A Z及びU P Zの地区毎に集合場所、主要な避難経路（幹線道路）、避難所を明示する。

#### (エ) 避難施設等調整システムの整備

県は、U P Z内の住民について、一時移転等の防護措置が必要となったとき予定した避難所のある方向の空間放射線量率が高いなど、避難先として不相当である場合に備えて、あらかじめ選定した避難先等を登録した避難施設等調整システムを整備するものとする。

#### イ 町が作成する避難計画等

町は、受入市町村として、広域避難に関する受入れ計画を策定する。

また、状況により避難が必要となる場合は、原則として、屋内退避を行うとともに、県等の協力を得て、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を行う。

細部は、当時の状況による。

資料 別冊「広域避難受入れ計画（案）」

### **3. 避難所等の整備**

#### **(1) 避難所等の整備**

学校やコミュニティセンター等公共的施設等を対象に管理者等の同意を得て、避難場所等としてあらかじめ指定するものとする。

また、避難場所等が風向等の気象条件により、使用できなくなる可能性を考慮して、広域避難に係る関係市町村との事前の連携に留意する。

なお、避難や避難退域時検査等の場所として指定された建物は、必要に応じて衛生管理等、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

#### **(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備**

町は、県等と連携の上、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるものとする。

また、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

#### **(3) コンクリート屋内退避体制の整備**

町は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努めるものとする。

#### **(4) 広域一時滞在に係る協力**

町は、県等と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との間で、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

#### **(5) 避難場所における設備等の整備**

町は、県等と連携し、避難所において、必要な貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、テレビ、ラジオ等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備についてあらかじめ整備し、必要に応じて、直ちに輸送できる体制の整備に努めるものとする。

#### **(6) 物資の備蓄に係る整備**

町は、県等と連携し、指定された避難場所又はその近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに避難場所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等に努めるものとする。

また、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運搬手段の確認を行うとともに災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

#### 4. 要配慮者等の避難誘導體制の整備

町は、県等の協力のもと、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、原子力災害の特殊性に留意して、次の項目に取り組むものとする。

この際、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について、特に配慮する。

##### (1) 情報の共有

平常時より、要配慮者等に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。

この際、避難行動要支援者に関する個人情報の取り扱いに留意する。

##### (2) 情報伝達体制の整備

災害情報を迅速かつ確実に伝達できるように情報伝達体制を整備するものとする。

また、情報の伝達にあたり、複数の伝達手段の活用にも努める。

##### (3) 避難誘導體制の整備

避難支援計画等（地区防災計画、避難確保計画、個別避難計画）の策定及び避難訓練等の実施により、避難の実効性向上に努めるものとする。

#### 5. 住民等の避難状況の確認体制の整備

避難のための立ち退き又は屋内への退避の指示を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

この際、町以外の市町村に避難する被災者の把握や情報伝達等の手段として、各種システム等の活用にも努める。

#### 6. 警戒区域を設定する場合の計画の策定

警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関して、国及び県等の協力を得ながら計画を策定するとともに必要な資機材や人員等の確保に努めるものとする。

#### 7. 避難場所・避難方法等の周知

##### (1) 避難場所等の周知

屋内退避の方法や避難を行う場合の避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の場所避難の方法等について、日頃から住民へ周知徹底に努めるものとする。

##### (2) 住民に提供する情報の整理

迅速な避難を実施するためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となることから、県、関係市町等との連携のうえ、警戒事象及び特定事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。

#### 8. 避難のための輸送施設の整備

住民等の避難誘導・移送を行うための道路の確保に努めるものとする。

### 第3節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

#### 1. 飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備

町は、県及び関係機関等と協議し、飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

#### 2. 飲食物の出荷制限等を行った場合の住民への飲食物の供給体制の確保

町は、県等の助言を受けながら、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への飲食物の供給体制について、あらかじめ定めておくものとする。

### 第4節 緊急輸送活動体制の整備

#### 1. 専門家の移送体制の整備

量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）について、県があらかじめ定める場合はこれに協力するものとする。

#### 2. 緊急輸送路の確保体制等の整備

町の管理する情報板等の道路関連設備について、県及び県警察が行う当該施設の整備に協力し、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。

#### 3. 緊急通行車両標章の事前届出の普及等

町は、県と連携し、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章が円滑に交付されることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的に措置するなど普及を図るものとする。

### 第5節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

#### 1. 救助・救急活動用資機材の整備

町は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と調整の上、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるものとする。

#### 2. 救助・救急機能の強化

町は、県等と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

### 3. 医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備

町は、県等が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、簡易な除染等について協力するものとし、体制の整備に努めるものとする。

なお、UPZ外の地域における安定ヨウ素剤の配布・服用方法等の具体的な在り方は、今後の国等の動向を踏まえて検討を行うものとする。

### 4. 消火活動用資機材等の整備

町は、平常時から県等との連携を図り、消防水利の確保、消防体制の整備を行うものとする。

### 5. 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

#### (1) 資機材の計画的な整備

町は、県と調整の上、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材を計画的に整備するものとする。

#### (2) 関係機関との情報交換

町は、平常時より、県等と相互に密接な情報交換を行うものとする。

### 6. 物資の調達、供給活動

#### (1) 物資の調達等体制の整備

##### ア 調達等体制の整備

町は、県等と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定して、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。

##### イ 物資の備蓄等

備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点にも配慮するとともに備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

#### (2) 物資の緊急輸送活動体制の整備

町は、県等と連携の上、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど物資の緊急輸送が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。

## 第6節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

### 1. 住民等に提供すべき情報の整理

町は、県等と連携し、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応の段階や場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。

また、必要な情報が確実に伝達されかつ共有されるように情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

### 2. 情報伝達体制の整備

#### (1) 情報伝達施設・設備の整備

的確な情報を常に伝達できるように防災行政無線等の無線設備（個別受信機を含む。）、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。

#### (2) 住民相談窓口の設置等

住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

#### (3) 要配慮者等への情報伝達体制の整備

原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県等と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるように住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より体制の整備に努めるものとする。

#### (4) 多様なメディアの活用体制

放送事業者、電気通信事業者、新聞社等の報道機関の協力の下、インターネット（ホームページ、フェイスブック等）、広報用電光掲示板、緊急速報（エリアメール等）の活用等、多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

## 第7節 行政機関の業務継続計画の策定

### 1. 業務継続計画の策定等

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のために災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示等を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

### 2. 行政機能移転

庁舎等が使用できない場合に備えて、行政機能移転先をあらかじめ定めておくものとする。

## 第8節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及啓発及び情報発信

### 1. 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及啓発

町は、国、県及び九州電力と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- ② 原子力発電所の概要に関すること。
- ③ 原子力災害とその特性に関すること。
- ④ 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること。
- ⑤ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること。
- ⑥ コンクリート屋内退避所、避難所、放射線防護対策が実施された屋内退避施設等に関すること。
- ⑦ 要配慮者への支援に関すること。
- ⑧ 緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等留意事項に関すること。
- ⑨ 避難所での運営管理、行動等に関すること。
- ⑩ 避難又は一時移転を指示された地域以外における自主避難の抑制（屋内退避の有効性を含む。）に関すること。
- ⑪ その他原子力防災に関すること。

### 2. 防災教育の充実

町及び町教育委員会は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては学校安全計画や危機管理マニュアルを作成し、児童生徒等の安全の確保に努めるとともに防災に関する教育の充実に努める。

### 3. 要配慮者への配慮

防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者に十分配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ配慮するよう努めるものとする。

### 4. 避難状況の確実な把握

避難状況の確実な把握のため、住民等が町の指定した避難所以外に避難をした場合等に町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう住民等へ周知するものとする。

### 5. 資料等の整理、教訓等の情報発信

過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

この際、得られた知見や教訓を広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

## 第9節 防災訓練への参加等

### 1. 訓練計画の策定

原子力防災会議及び原子力規制委員会が、原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に町が含まれる場合は、住民避難及び住民に対する情報提供等、町が行うべき防災対策や複合災害・重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した訓練シナリオを作成する等、訓練実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

### 2. 総合的な防災訓練への参加

計画に基づき、国、県、九州電力等関係機関と連携した総合的な防災訓練に定期的に参加するものとする。

この際、訓練の教訓事項等を整理して、計画の見直しを適宜行うものとする。